○文部科学省告示第百十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十一日

文部科学大臣　下村　博文

（歴史資料の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
琉球国中山王書翰並貢物目録　二十三通 附　書翰箱　二合	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館・九州国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
開拓使文書　七千八百三十二点	北海道（北海道立文書館保管）	北海道札幌市中央区北三条西六
東京府・東京市行政文書　三万三千八百七点	東京都（東京都公文書館保管）	東京都新宿区西新宿二―八―一
菅茶山関係資料 一、著述稿本類　六百四十七点 一、文書・記録類　六百三十一点 一、書画類　三百三十一点 一、書状類　九百三十九点 一、典籍類　二千七百六点 一、絵図・地図類　四十四点 一、器物類　七十一点	広島県（広島県立歴史博物館保管）	広島県広島市中区基町一〇―五二
久米通賢関係資料 一、文書・記録類　五百九十五点 一、書状類　二百九十五点 一、絵図・地図類　百十五点 一、著述稿本類　十一点 一、典籍類　二十点 一、器物類　二十五点	公益財団法人鎌田共済会（鎌田共済会郷土博物館保管）	香川県坂出市本町一―一―二四
武雄鍋島家洋学関係資料 一、文書・記録類　千三百四点 一、標本類　四点 一、和書・訳書類　二百八十四点 一、洋書類　百三十三点 一、絵図・地図類　三十六点 一、図面類　百五十九点 一、写真　七点 一、器物類　二百九十七点	武雄市（武雄市図書館・歴史資料館保管）	佐賀県武雄市武雄町大字昭和一―一